

公共事業の事業評価書

（農業農村整備事業等補助事業の事前評価）

平成 2 3 年 5 月

農林水産省

1 政策評価の対象とした政策

平成23年度の新規地区着工を要求している次の事業を対象として、行政機関が行う政策の評価に関する法律及び農林水産省政策評価基本計画に基づき事業評価（事前評価）を実施した。
なお、事業主体、採択主体別の評価実施地区数等の詳細については、別添 1 のとおりである。

事業名	事前評価の公表箇所数
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業	17
特定地域振興生産基盤整備事業	3
合計	20

2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した期間

本評価は、農村振興局及び生産局において、平成23年4月に実施した。
各事業の地区ごとの評価担当部局は、地区別評価結果（別添 3）に示すとおりである。

3 政策評価の観点

本評価に当たっては、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。
各事業地区ごとの評価の観点は、地区別評価結果（別添 3）及びチェックリスト判定基準表（参考添付）に示すとおりである。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針」等に基づき、事業特性に応じた費用対効果分析を行うことにより定量的に把握した。また、「農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について（平成14年12月18日付け14農振第1828号農村振興局長通知）」及び「農業農村整備（畜産公共）事業における新規地区採択時の評価手法の明確化について（平成15年1月28日付け14生畜第7162号生産局長通知）」に基づき、事業の必要性、技術的可能性、達成目標等の項目について、多段階評価手法を活用し総合的に把握した。
その結果は、地区別評価結果（別添 3）に示すとおりである。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	
本評価における学識経験を有する者の知見については、評価の程度を明確にしつつ、政策効果を把握できる多段階評価手法の導入にあたって、有識者の意見を聴取しており、評価手法の透明性・客観性の確保を図っている。 今後も、評価手法の充実のため、必要に応じて有識者からの知見を得るため、食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会において意見を聴取する。 食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会の現在の委員は、別添４のとおり。	
6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	
本評価を行う過程において使用した資料は、地区別事業概要（別添２）地区別評価結果（別添３）である。また、本評価に関する問い合わせ先（事業主管課）は、別添５に示すとおりである。 なお、本評価に関する資料（公共事業の事業評価書、事前評価結果の公表事業及び公表地区数（別添１）地区別事業概要（別添２）地区別評価結果（別添３）食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会委員名簿（別添４）問い合わせ先（別添５）費用対効果分析に関する説明資料（参考資料）チェックリスト判定基準表（参考添付）を農林水産省のホームページに掲載している。	
7 政策評価の結果	
評価の対象としたすべての事業地区において、土地改良法令、事業実施要綱等で定められている地区採択の必須条件を満たしているとともに、各事業の特性に応じ、事業の必要性、効率性、有効性等が認められる。	